

建築物衛生管理に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成15年4月に改正して以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関するICT技術が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が策定されている。

これらの状況を踏まえ、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 特定建築物の要件について
- (2) 建築物環境衛生管理基準について
- (3) その他適切な建築物衛生管理に必要な事項について

3 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者の出席を求めることができる。

4 運営

- (1) 本検討会は生活衛生・食品安全審議官が開催する。
- (2) 本検討会は原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日HPにおいて公開する。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 本検討会の庶務は医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

建築物衛生管理に関する検討会 委員名簿

(令和3年4月22日 五十音順 敬称略)

○:座長

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 秋葉 道宏 | 国立保健医療科学院生活環境研究部 主任研究官 |
| 鎌田 元康 | (公財)日本建築衛生管理教育センター 理事長 |
| ○倉 潤 隆 | 東京理科大学工学部建築学科 教授 |
| 坂下 一則 | 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課統括課長代理 |
| 高田 礼子 | 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室 教授 |
| 谷川 力 | (公社)日本ペストコントロール協会 理事・技術委員長 |
| 中野 信博 | (公社)全国ビルメンテナンス協会 副会長 |
| 西村 勝彦 | (公社)全国建築物飲料水管理協会 副会長 |
| 林 基哉 | 北海道大学工学研究院建築都市部門空間デザイン
教授 |